

年度	平成16～18年度
----	-----------

**基本目的 6 市民が自立して生活できる**

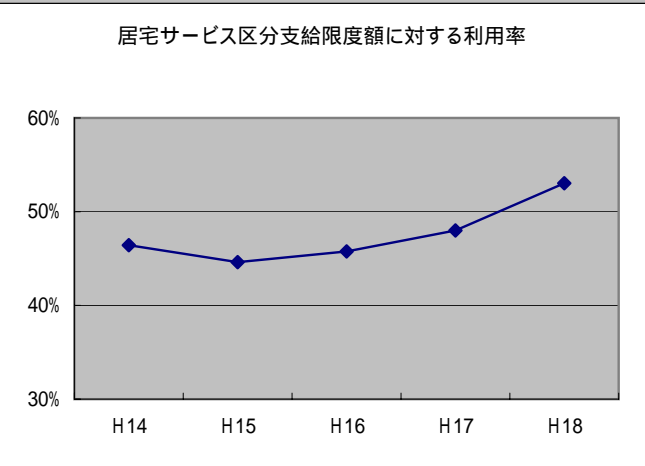
**行動目標 6-3 高齢者が健康で安心と生きがいある長寿社会になる (所管課名 保健福祉部介護・高齢福祉課)**

<b>任務</b>	<b>高齢者が、自立した生活を送れるように支援する</b>
-----------	-------------------------------

**任務の成果・活動指標の推移**

**居宅サービス区分支給限度額に対する利用率**

H14実績	46.42%
H15実績	44.62%
H16実績	45.76%
H17実績見込	48.00%
H18目標	53.03%



**指標の説明**

居宅サービス区分支給限度額とは、在宅生活で受けられる介護保険居宅サービスの利用限度額であり、その額までは必要なサービスを利用できる。高齢者が在宅で自立した生活を送るためには、居宅サービスを十分に活用することが必要であることから、この限度額と利用された額との比率である利用率を指標とした。

**任務に対する評価**

**これまでの取組と成果、手段の妥当性**

**平成16～17年度**

平成16年度の介護保険サービス利用は引き続き増加し、保険給付費は平成15年度109億円、平成16年度は119億円となった。  
 介護保険以外のサービスとして、日常生活に支障がある高齢者の在宅生活を支援するため、在宅介護支援センター相談事業、訪問給食事業などを継続実施した。  
 その他の事業として、事業計画の柱である要介護状態にならないための介護予防事業に取り組んだ。  
 介護相談員派遣事業、適正化事業により介護保険サービスの質の向上に努めた。  
 平成18年度～20年度を計画期間とする第3次介護保険事業計画・第4次高齢者保健福祉計画の策定にあたって、実態把握、サービス供給量の推計のため、市民や事業者を対象にアンケート調査を実施した。  
 計画策定過程でパブリックコメント手続を行い、広く市民から意見を求め、計画に反映させた。

**平成18年度**

平成17年度に策定した計画に沿って、高齢者の在宅生活を支援するため、在宅介護支援センター相談事業、訪問給食事業を継続する。  
 制度改正で新たに市内3か所に設置した地域包括支援センターで、一貫性・連続性のある介護予防事業を行う。

**これからの課題、施策等展開の方向性**

国の制度改正により施設入所対象者が重度化し、一方入所施設の増床が困難な中、在宅生活の支援のため、在宅介護支援センター事業、訪問給食事業、おむつ支援事業を継続実施する。  
 要介護状態にならないための元気高齢者から要支援者に至るまで一貫した介護予防事業を推進する。